

相模原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について

令和7年9月1日  
相模原市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律の一部改正が施行され、「農地利用の最適化の推進」が農業委員会の取り組むべき業務として、明確に位置づけられた。

相模原市は、平地と中山間地を合わせ持ち、平地については、都心から40km圏内に位置する都市部であることから、都市型農業が中心となっており、一方、中山間地では、自給的農業が中心で、鳥獣被害等による遊休農地の増加も懸念されている。

共通の課題として、農家戸数の大半が自給的農家や小規模販売農家であり、農業従事者の高齢化や後継者不足による農業者の減少に歯止めがかからず、担い手への農地集積・集約化が進まない状況であることから、「遊休農地の発生防止・解消」「担い手の農地利用の集積・集約化」「新規参入の促進」による農地等の利用の最適化の推進に取り組んでいく必要がある。

このようなことを踏まえ、活力のある農業を築くにあたり、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地利用の最適化」を一体的に進めるとともに、「さがみはら都市農業振興ビジョン2025」や「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）（以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市が農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づく活動を進めるため、相模原市農業委員会の指針として、具体的な取組を次のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する神奈川県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する相模原市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、3年ごとの農業委員及び推進委員の改選期に検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
当初 〔令和6年3月〕	1,449ha	29ha	2.00%
現状 〔令和7年3月〕	(1,449ha) 1,506.3ha	(28ha) 96.3ha	(1.93%) 6.39%
3年後(改選2回目) の目標 〔令和10年3月〕	1,440.3ha	30.3ha	2.10%
最終目標 〔令和16年3月〕	(1,449ha) 1,428.3ha	(19ha) 18.3ha	(1.31%) 1.28%

※ ( )内は指針策定時(令和6年11月)の目標値。

※「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と遊休農地面積の合計面積となる。

※「最終目標」については、現状の数値を元に、遊休農地面積は、令和9年度まで年22haずつ、令和10年度以降年2haずつの減少を設定している。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ア 農地の利用状況調査と意向調査の実施について

農業委員及び推進委員による農地の利用状況調査(以下「農地パトロール」という。)と農地の利用意向調査を実施する。

また、それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」の制定について等の一部改正について(令和4年7月5日付け4経営第1016号農林水産省経営局長通知)に基づき実施する。

なお、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、農地パトロールの時期にかかわらず、日常的に実施する。

農地パトロールと利用意向調査の結果は、「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

##### イ 農地の貸借について

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸借を推進し、遊休農地の解消を図る。

##### ウ 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付けを行い、遊休農地の解消を図る。

##### エ 耕作放棄地対策事業について

農地の再生利用事業を実施し、耕作放棄地等の解消を図る。

農地あっせん委員会による農地再生モデル事業により、農地を再生し荒廃農地の解消を図る。

オ 鳥獣被害対策について

鳥獣被害による遊休農地の発生が懸念されていることから、相模原市や神奈川県に対して、意見・要望を行うことにより、その発生防止や解消を図る。

カ 小規模の農地等への支援に向けて、効果的な取組が図れるよう関係行政機関への働きかけを行いながら、農業協同組合や関係機関と連携した取組を進めていく。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積	農地利用集積面積	集積率
当初 〔令和6年3月〕	1,420ha	149ha	10.49%
現状 〔令和7年3月〕	(1,420ha) 1,410ha	(152ha) 156ha	(10.70%) 11.06%
3年後（改選2回目） の目標 〔令和10年3月〕	1,410ha	165ha	11.70%
最終目標 〔令和16年3月〕	(1,420ha) 1,410ha	(179ha) 183ha	(12.60%) 13.0%

※（ ）内は指針策定時（令和6年11月）の目標値。

※「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積となる（遊休農地面積は含んでいない）。

※「最終目標」については、現状の数値を元に、農地利用集積面積は、年3haずつの増加を設定している。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業 農家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規就 農者	基本構想 水準到達者	特定農業団 体その他の 集落営農組 織
当 初 〔令和6年3月〕	2,033戸 (410戸)	142経営体	12経営体	66経営体	(1経営体) 2経営体
現 状 〔令和7年3月〕	(2,033戸 410戸) 2,033戸 (410戸)	(142経営体) 143経営体	(14経営体) 16経営体	(70経営体) 70経営体	(1経営体) 2経営体
3年後(改選2回 目)の目標 〔令和10年3 月〕	2,033戸 (410戸)	142経営体	20経営体	84経営体	2経営体
最終目標 〔令和16年3 月〕	(2,033戸 410戸) 2,033戸 (410戸)	(144経営体) 144経営体	(19経営体) 19経営体	(123経営体) 123経営体	(1経営体) 2経営体

※ ( )内は指針策定時(令和6年11月)の目標値。

※「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。

また、上記の参考値は、「地域計画」等の見直しに当たっても活用する。

※「総農家数(うち、主業農家数)」は、2020年農林業センサスの数値を記入する。

※目標数値は、市町村担当部局と調整の上、記入する。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な推進方法

ア 「地域計画」の見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の見直しに相模原市と連携して取り組む。

イ 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は相模原市、農地中間管理機構、農業協同組合等と連携し、担い手の意向を踏まえて農地中間管理機構に貸付けを進め、農地の利用集積を行うとともに、農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、利用権の設定期間が満了する農地等について「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の

出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

ウ 農地の利用調整と利用権設定について

各地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取組を推進する。

エ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入経営体数（新規参入経営体取得面積）
当初 〔令和6年3月〕	37経営体（8.6ha）
現状 〔令和7年3月〕	42経営体（9.6ha） 47経営体（11.2ha）
3年後（改選2回目） の目標 〔令和10年3月〕	62経営体（14.2ha）
最終目標 〔令和16年3月〕	87経営体（18.6ha） 92経営体（20.2ha）

※「当初」については、令和3年度から令和5年度までの新規参入経営体数（取得面積）とする。

※「最終目標」については、現状の数値を元に、新規参入経営体数は、年5経営体ずつの増加、新規参入経営体取得面積は、年1haずつの増加を設定している。

## (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

### ア 関係機関との連携

相模原市、農業協同組合、かながわ農業アカデミー等関係機関と連携し、新規参入相談及び農地のあっせんを行う。

### イ 企業参入の推進について

企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構を活用するなど、企業の参入の推進を図る。

### ウ 農業委員等によるフォローアップ活動

農業委員及び推進委員は、新規参入経営体の地域の受入条件の整備を図るとともに、参入後のフォローアップを行う。

農業委員及び推進委員は、新規参入者との情報交換会や現地視察等を通して、新規参入者の抱える課題などを把握し、そのフォローに努める。

## (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

相模原市において今後策定される「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、相模原市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力